

神奈川県地球温暖化対策推進条例の見直しに関する 事業活動温暖化対策部会における審議状況の概要

1 経緯

- 「事業活動温暖化対策計画書制度」（以下「計画書制度」という。）の見直しについて、専門的な見地から審議を行うため、令和4年12月、環境審議会に「事業活動温暖化対策部会」（以下「部会」という。）を新設した。
- これまで、7月から11月にかけて、3回の審議を行った。今後、第79回環境審議会までに、部会としての審議結果を取りまとめる予定である。

【部会員一覧】

部会長	氏名	職名	環境審議会の委員区分
	青柳みどり	国立研究開発法人国立環境研究所 社会システム領域 脱炭素対策評価研究室 シニア研究員	委員
	赤松 聡	一般財団法人省エネルギーセンター 常務理事	特別委員
○	鎌形 浩史	中間貯蔵・環境安全事業株式会社 代表取締役社長	委員
	佐々木信也	東京理科大学工学部機械工学科 教授	特別委員
	古米 孝行	一般社団法人神奈川県経営者協会 副会長	委員

※ 敬称略、五十音順。

【検討スケジュール】

区分	年月	主な審議内容
第1回	令和5年7月	・ 計画書制度の見直しの方向性 ・ 見直しの方向性を踏まえた評価制度のあり方 ・ 見直しの方向性を踏まえたインセンティブ等のあり方
第2回	9月	・ 新たな評価制度及び支援策
第3回	11月	・ 新たな評価制度の評価方法等
第4回	令和6年1月	・ 審議結果の取りまとめ（予定）

2 計画書制度の見直しの方向性

(1) 条例規定事項

- 改定後の神奈川県地球温暖化対策推進計画（以下「温対計画」という。）における削減目標等と整合した「望ましい取組の水準」を設定するとともに、その水準に基づき、県が事業者の取組を評価し、評価結果を「見える化」する仕組み（以下「評価制度」という。）を導入する。
- 評価制度の導入による事業者の事務負担増を避けるため、事業者に提出を義務付けている「事業活動温暖化対策計画書」（条例第11条）、「排出状況報告書」（条例第14条）及び「結果報告書」（条例第15条）の統廃合を行うとともに、記載内容の簡素化等を行う。
- 制度設計に当たっては、同等制度を運用する横浜市・川崎市の制度との整合を図る。

（参考）評価制度の内容

検討項目	内容
評価対象者	・ 計画書を提出した全事業者（原則） ・ 中小規模事業者等は、希望者のみを対象とし、評価項目を限定した簡易評価を実施
評価対象区域	・ 横浜市・川崎市を除く地域（原則） ・ 事業者から希望があれば、全県域での評価も可
評価周期	・ 毎年度、前年度の実績を評価
評価軸・評価項目	・ 改定後の温対計画の目標と整合するよう設定
評価方法	・ 相対評価ではなく絶対評価により評価
評価結果の公表	・ 全ての評価結果を公表（原則） ・ 低評価結果の公表については、一定の経過措置を設定 ・ 評価結果の決定前に有識者に確認し、事業者が公表前に意見できる機会を設定

(2) その他の事項

- 事業者の取組意欲の向上を図るため、評価結果に応じてインセンティブを付与する制度を導入する。
- 中小規模事業者等の計画書制度への参画を促進するため、計画書を提出した中小規模事業者等にインセンティブを付与する制度を導入する。